平成２７年（フ）第１５０号
三重県四日市市大治田２丁目18番10号
債務者　玉置小夜美
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
三重県四日市市広永町48番地１　Ｐｅｔｉｔ Ａｎｇｅ Ⅲ－102、前住所三重県四日市市楠町本郷1637番地　シティハイツ本郷草２Ａ
債務者　案納　祐一
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
三重県四日市市中川原３丁目１番16号　メゾンボザール２・Ａ－103
債務者　岸本　憲明
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
三重県四日市市石塚町２番11号　プラサイシヅカ101、前住所三重県鈴鹿市東旭が丘３丁目11番２号　メゾンサンヒルズＡ－１
債務者　館　　小織（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
三重県四日市市東日野１丁目４番38－８号
債務者　新井菜穂美
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３６９号
京都市伏見区竹田内畑町178番地２
債務者　西田　義一
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３１２号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目３番３号　ヌーベルエトワール若王寺302号
債務者　**廣**瀬　和弘
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６０号
兵庫県尼崎市東七松町１丁目16番８号、前住所兵庫県尼崎市西本町７丁目314番地　岡村文化101号
債務者　木嶋　敬文
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６１号
鳥取県鳥取市気高町勝見630番地15
債務者　須山　弥生
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８０号
鳥取県鳥取市立川町５丁目90番地の19
債務者　福田　順子
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８号
愛媛県今治市波止浜65番地、前住所松山市西長戸町149番地11
債務者　青波由美子
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第６４号
福岡県飯塚市相田657番地１
債務者　武田　麻矢（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１５９号
佐賀市本庄町大字本庄958番地１　アカデミック渋谷401
債務者　高橋　靖史
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所685番地10
債務者　中山　伸二
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３５５号
（住民票上の住所）　鹿児島県姶良市東餅田729番地
債務者　外尾　美佳
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５１号
鹿児島県奄美市名瀬柳町６番１号（２－14号）
債務者　泉　　貞代
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第７１号
鹿児島県鹿屋市串良町有里2678番地７
債務者　平田奈都美
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係